平成 22 年 5 月 28 日新日本有限責任監査法人

品質管理本部 業務監理部門長古川 康信

## 「1株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から平成 22 年 4 月 2 日に公表された企業会計基準公開草案第 40 号（企業会計基準第 2 号の改正案）「 1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」 とする。）他 2 件の以下の公開草案について，下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。
－企業会計基準適用指針公開草案第36号（企業会計基準適用指針第4号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」と する。）
－実務対応報告公開草案第32号（実務対応報告第9号の改正案）「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い（案）」

1．貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いの明確化（基準案第 30－2 項，第 30－3 項，第 59－3 項，適用指針案第 41 項）
(コメント)

貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合，特に会社法の計算書類作成日 の後，金融商品取引法の財務諸表作成日までに株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いについて明確にすべきである。
（理由）
上記の場合において，会社法計算書類及び金融商品取引法の財務諸表それぞれを作成す る日まで反映するか，あるいは，会社法に基づく計算書類の作成日後に発生した事項につ いては，金融商品取引法の財務諸表において， 1 株当たり情報自体は修正せず，開示後発事象として注記するか問題となる。貴専門委員会においては前者を採用すべきという議論が なされていたが，その場合，会社法計算書類及び金融商品取引法の財務諸表で異なる 1 株当たり情報が開示されることとなる。こうした場合の取扱いについて，会計基準等におい て明確にすべきと考える。

2．適用初年度の取扱いの明確化（適用指針案第41項）
(コメント)

今般の会計基準等の改正は会計基準等の改正に伴う「会計方針の変更」に該当するのか， あるいは「会計方針の変更」には該当せず「追加情報」として注記すれば足りるのか，明記する必要があると考える。

## （理由）

平成 14 年の本会計基準適用時には，会計方針の変更として取り扱われたが，昨今の開示 にのみ関連する会計基準等の適用においては，追加情報として取り扱われていることから，取扱いを明記すべきである。

3．ストック・オプション（適用指針案第 22 項）に関する設例 2 の追加
(コメント)

ストック・オプションの権利の行使により払い込まれると仮定された場合の入金額には， ストック・オプションの公正な評価額のうち，将来企業に提供されるサービスに係る分を含めるとされているが（適用指針案第 22 項），株式報酬費用を入金額に追加する場合，税効果の考慮も併せて必要であるため，設例において具体的計算方法を示すことが実務の用に資すると考えられる。

以上

